

令和7年第6回（9月）出雲崎町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

令和7年9月11日（木曜日）午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議会報告第4号 陳情の常任委員会付託報告について
- 第 4 議会報告第5号 諸般の報告について
- 第 5 議会報告第6号 閉会中の継続調査の結果報告について
- 第 6 議案第58号 町長専決処分について（令和7年度出雲崎町一般会計補正予算（第3号））
- 第 7 議案第59号 出雲崎町一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定について
- 第 8 議案第60号 令和6年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 議案第61号 令和6年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第62号 令和6年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第63号 令和6年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第64号 令和6年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第65号 令和6年度出雲崎町簡易水道事業会計決算認定について
- 第14 議案第66号 令和6年度出雲崎町下水道事業会計決算認定及び利益の処分について
- 第15 議案第67号 令和7年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号）について
- 第16 議案第68号 令和7年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第17 議案第69号 教育委員会委員の任命について
- 第18 議案第70号 教育委員会委員の任命について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（9名）

1番	和田一幸	3番	宮下孝幸
4番	中野勝正	5番	高桑佳子
6番	小林玲子	7番	北谷三樹
8番	島明日香	9番	石川豊
10番	高橋速円		

○欠席議員（1名）

2番 小林明日香

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	仙海直樹
副町長	河野照郎
教育長	曾根乗知
会計管理者	前田研
総務課長	権田孝夫
町民課長	相澤修一
保健福祉課長	金澤修一
こども未来室長	寺尾勉
産業観光課長	内藤良治
建設課長	小崎一博
教育課長	吉岡育子
建設課参事	日山正春
総務課参事	大谷博章
こども未来室参事	星野昌子
代表監査委員	関川嘉夫

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	権頭昇
書記	坂爪成丞

◎開会及び開議の宣告

○議長（高橋速円） ただいまから令和7年第6回出雲崎町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（高橋速円） まず、小林明日香議員より欠席届が出されておりますが、地方自治法第137条の規定により、正当な理由がなく会議に欠席したと議長として判断いたしました。これより小林明日香議員に対して招状を発しますので、暫時休憩いたします。

（午前 9時30分）

○議長（高橋速円） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前 9時31分）

○議長（高橋速円） 先ほど小林明日香議員に対して招状を発しました。

これより議事を再開いたします。

◎会期日程の報告

○議長（高橋速円） 議会運営委員長から、8月28日に委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、お手元に配付いたしました会期日程表のとおり決定した旨報告がありましたので、ご協力をお願いいたします。

◎議事日程の報告

○議長（高橋速円） 本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（高橋速円） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、5番、高桑佳子議員及び6番、小林玲子議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（高橋速円） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月19日までの9日間としたいと思います。ご異議

ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月19日までの9日間に決定いたしました。

◎議会報告第4号 陳情の常任委員会付託報告について

○議長（高橋速円） 日程第3、議会報告第4号 陳情の常任委員会付託報告について。

本定例会までに受理した陳情については、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付しました陳情文書表のとおり所管の委員会に付託いたしましたので、報告いたします。

◎議会報告第5号 諸般の報告について

○議長（高橋速円） 日程第4、議会報告第5号 諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査結果報告書が監査委員からお手元に配りましたとおり提出がありました。

次に、議員派遣の結果について報告いたします。和田一幸議員から、去る7月7日に開催された町村議会新任議員研修会について、お手元に配りましたとおり報告書の提出がありました。

次に、石川豊議員から、去る7月29日に開催された町村議会議員研修会前期について、お手元に配りましたとおり報告書の提出がありました。

次に、島明日香議員から、8月28日に開催された新潟県後期高齢者医療広域連合議会定例会について、お手元に配りましたとおり報告書の提出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議会報告第6号 閉会中の継続調査の結果報告について

○議長（高橋速円） 日程第5、議会報告第6号 閉会中の継続調査の結果報告を行います。

最初に、総務文教常任委員長、5番、高桑佳子議員。

○総務文教常任委員長（高桑佳子） 総務文教常任委員長報告を申し上げます。

総務文教常任委員会が行った所管調査について、会議規則第77条の規定により、その経過と結果について報告いたします。

本委員会が閉会中の継続調査としました事件名、防災及び学校教育問題についてですが、6月に発表のあった新潟県の県立高校再編計画を受け、去る7月2日9時30分から総務文教常任委員会5名の委員全員と権頭議会事務局長の6名で出雲崎高校を訪問し、真島校長との意見交換を行いました。まず、学校長から最新の県立高校再編計画とその動向についての説明を受け、出雲崎高校の存続と、出雲崎町の高校として当委員会や地域、町ができることについて、それぞれの考えを話しな

がらすり合わせを行いました。

出雲崎高校が存続するためには、入試倍率1倍以上を毎年維持し続けることが必須条件です。出雲崎高校では、おのの生徒の状況に合わせた丁寧な指導を進め、社会ニーズに応える教育実践の評価により、入試倍率1.2倍を維持する学校づくりを着実に実践に移しております。さらに、出雲崎町民が出雲崎高校を大切に思う気持ちに期待をし、地域との関わりを重視して方略に生かしていくたいとしています。この部分で、私たちは地域や出雲崎住民、また出雲崎と関わりのある方たちの協力を得て、出雲崎高校をもっと守り立てていくことができるのではないかと考えました。具体策も幾つか実践に移す検討を始めています。

出雲崎町は、未来へつなぐ子育て応援宣言の町です。心耕を継承する地域の高校を守り、高校の魅力化を地域でも進め、教育の町出雲崎として内外に知ってもらえるよう、今後出雲崎高校と連携を取りながら活動を進めていくことといたしました。

以上、総務文教常任委員会、閉会中の事務調査報告といたします。

○議長（高橋速円） 次に、社会産業常任委員長、8番、島明日香議員。

○社会産業常任委員長（島 明日香） 社会産業常任委員会が行った閉会中の所管事務調査についてご報告いたします。

本委員会が閉会中の継続調査としました産業と観光及び福祉問題について、去る8月4日に町内一円における渇水状況の現地視察を行いました。説明員として山田課長補佐の出席を得て、渇水状況と用水とパイプラインの仕組みについて説明を受けました。

現地視察では、藤巻、柿木、神条、吉川、相田、田中のため池にはほとんど水がなく、池の底の防草シートが熱で膨張している箇所も幾つか見受けられました。神条においては、自然排水をためて上流のため池に上げているため、さらに厳しい状況が見受けられました。柿木や吉水の田んぼでは、水が干上がり、ひび割れているところもあり、既に稲が黄色く変色している様子もありました。集落をまたいで流れる沢にも水の流れはなく、人が歩いて通れるほどで、田中では沢にいる淡水魚も干上がり、豊かな生態系を支える環境が壊れてしまっていました。

そこでは、田んぼに水をまいていた農家の方々にお話を聞くことができました。稲が黒くなり始めている。何とか持ちこたえてほしいが、どうなるか分からないと田んぼを見詰めながら話してくださいました。また、水まきをお手伝いしていたメダカの養殖をされている方は、農家だけでなく、メダカの養殖にも使える補助があるとうれしいというお話もあったため、検討の余地がありました。

委員からは、田んぼやため池の状態が非常に悪いことから、今後の新しい支援策は検討されているのか、町外でも大きな川から水を頂けないものか、水がなくても育つ稲作について話は出ていないのかなどの意見がありました。

今後も町の農業が未来に続くよう声を聞き、国や県の補助を引き続き最大限活用しながらも、異常気象に対応できる体制づくりを町としても引き続き検討していただきたいと考えます。

以上、社会産業常任委員会の閉会中の所管事務調査報告といたします。

○議長（高橋速円） 以上で閉会中の継続調査について常任委員長報告を終わります。

◎議案第58号 町長専決処分について（令和7年度出雲崎町一般会計補正予算
(第3号)）

○議長（高橋速円） 日程第6、議案第58号 町長専決処分について（令和7年度出雲崎町一般会計
補正予算（第3号））についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第58号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの専決処分は、渇水による農作物の被害を軽減するため、農業者等が応急的に実施する
渇水対策を支援する予算について、7月22日に専決処分をしたものであります。

補正の内容は、歳出予算では、6款農林水産業費において、町農作物渇水対策事業補助金ほか関
係予算を計上いたしました。

歳入予算では、前年度繰越金を計上いたしました。

これによりまして、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ200万円を追加し、予算総額を37億9,422万
3,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（権田孝夫） 補足説明をいたします。

補正予算書の333ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項3目農業振興費、町農作物
渇水対策事業補助金177万円を計上いたしました。補助対象経費につきましては、ポンプ車等の借り
上げ料、ポンプ、発電機等の借り上げ料または購入費、発電機の燃料費、ポリタンクの購入費であ
り、補助金の額につきましては、補助対象事業費の2分の1以内とし、上限10万円としております。

補足は以上です。よろしくご審議賜りますようお願いします。

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第58号は、会議規則第39条第3項の規定によ
り委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第58号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第58号は原案のとおり承認されました。

○議案第59号 出雲崎町一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定について

○議長（高橋速円） 日程第7、議案第59号 出雲崎町一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第59号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例制定は、8月の全員協議会でご説明をいたしましたが、地方分権の進展に伴い、多様な任用、勤務形態を活用できるようにしていくことを目的に、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づく制度を導入するため、提案をするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（権田孝夫） 補足説明をいたします。

定例会資料7ページに条例の概要がございますので、ご覧ください。条例制定の理由については、町長の説明のとおりです。

条例制定の主な内容です。条例第2条から第3条までは、職員の任期を定めた任用についての規定となっており、条例第2条第1項では、高度の専門的な知識、経験を有する者を特定任期付職員として、条例第2条第2項では、専門的な知識、経験を有する者を一般任期付職員として、条例第3条では、法律第4条の規定による任期付職員として採用することができるとしております。

条例第4条は、任期付短時間勤務職員の任用についての規定となっております。

また、附則において関係条例の一部改正を規定しております。職員の給与に関する条例では、任期付短時間勤務職員の給料月額に関する規定の追加と文言の改正、職員定数条例では、職員の定義の改正、職員の勤務時間、休暇等に関する条例では、任期付短時間勤務職員の規定の追加、職員の育児休業等に関する条例では、育児休業をすることができない職員に任期付短時間勤務職員の規定の追加等を行っております。

資料の8ページ以降に新旧対照表がありますので、参考にしてください。

なお、施行日につきましては、令和8年4月1日になります。

補足は以上になります。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第59号は、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議案第60号 令和6年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第61号 令和6年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第62号 令和6年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第63号 令和6年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第64号 令和6年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第65号 令和6年度出雲崎町簡易水道事業会計決算認定について

議案第66号 令和6年度出雲崎町下水道事業会計決算認定及び利益の処分について

○議長（高橋速円） 日程第8、議案第60号 令和6年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第9、議案第61号 令和6年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、議案第62号 令和6年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、議案第63号 令和6年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、議案第64号 令和6年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いて、日程第13、議案第65号 令和6年度出雲崎町簡易水道事業会計決算認定について、日程第14、議案第66号 令和6年度出雲崎町下水道事業会計決算認定及び利益の処分について、以上議案7件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第60号から議案第66号まで、令和6年度各会計の決算認定につきまして、一括してご説明を申し上げます。

なお、説明に当たりましては、便宜上、決算額は1,000円単位とさせていただきます。

初めに、議案第60号をご説明いたします。令和6年度の一般会計予算は、当初予算36億3,500万円に前年度からの繰越明許費6,098万2,000円を加え、36億9,598万2,000円でスタートいたしました。途中15回の補正予算で2億5,682万8,000円を追加して、最終予算規模は39億5,281万円となりました。

決算額は、歳入総額が38億9,173万3,000円、歳出総額が37億2,850万9,000円となり、歳入歳出差引額は1億6,322万4,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源2,411万8,000円を除くと、実質収支額は1億3,910万6,000円の黒字決算となりました。

歳入決算額は、前年度に比べ4,359万5,000円、1.1%の増となっていいます。

歳入の主なものは、多い順から、地方交付税が18億6,380万9,000円で、歳入総額に占める割合は47.9%となっています。次いで国庫支出金が4億2,952万3,000円で11.0%、町税が4億37万5,000円で10.3%、県支出金が3億732万7,000円で7.9%の順であります。

歳入を一般財源と特定財源に分けて見ますと、町税や地方交付税などの一般財源は28億263万7,000円で、歳入全体の割合は72.0%となり、昨年度より2.3ポイント減少となりました。一方、国県支出金、地方債などの特定財源は10億8,909万6,000円で、歳入全体の割合は28.0%となっています。

次に、歳出決算額についてご説明をいたします。歳出決算額は、前年度に比べ3,823万5,000円で、1.0%の増となりました。

歳出の主なものは、民生費が8億5,879万円で、歳出全体に占める割合は23.0%です。続いて、総務費が6億6,290万9,000円で17.8%、土木費が5億1,439万4,000円で13.8%、教育費が3億9,443万5,000円で10.6%の順になっております。

歳出決算額を性質別に見た場合、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は15億1,600万円、構成比は40.7%で、前年度より0.7ポイントの減となっています。

投資的経費では、普通建設事業費が4億1,410万7,000円、構成比は11.1%で、前年度比2.3ポイントの増となりました。

町債の令和6年度末残高では23億8,427万6,000円で、前年度より1億7,430万2,000円減少してい

ます。

地方債別年度末残高では、過疎対策事業債が10億591万7,000円、次いで臨時財政対策債が8億8,946万4,000円となっております。

また、財政健全化法に基づく5つの指標は、本町は全ての指標において特に問題のない比率となっております。

今後も大きな歳入割合を占めている地方交付税の動向に注視しながら、可能な限り特定財源の確保に努めた中で、政策的重点課題に積極的に取り組んでまいります。

次に、議案第61号、国保会計決算につきましてご説明を申し上げます。令和6年度末における被保険者数は593世帯、839人で、前年度より世帯数は19世帯減少し、被保険者数は49人減少しております。これは、団塊の世代の後期高齢者への移行が主な要因となっております。

歳入では、国保税の収納総額は7,947万円で、前年度より113万9,000円減額いたしました。現年度分の収納率は、前年度より0.5%の減の97.9%であり、滞納繰越分を合わせた収納率は96.3%で、前年度より0.4ポイント減少いたしました。保険給付費に必要な費用が全額交付された県支出金は3億9,623万1,000円となり、前年度より約1,138万9,000円増額いたしました。

一方で、歳出では、保険給付費が3億9,018万6,000円で、前年度より1,779万1,000円、4.8%増加いたしました。これは、被保険者の高齢化により、受診件数や受診費用が伸びたことが主な要因であります。また、県に納めた保険事業費納付金は1億75万2,000円で、前年度より495万7,000円、4.7%減少いたしました。基金積立金は1,601万円を積み立て、年度末残高は1億5,561万9,000円となりました。

これらによりまして、令和6年度の本会計の決算額は、歳入総額5億5,857万3,000円、歳出総額5億3,346万6,000円、歳入歳出差引額、実質収支額とも2,510万7,000円の黒字決算となりました。

次に、議案第62号、介護会計決算につきましてご説明を申し上げます。令和6年度末における第1号被保険者数は1,681人で、前年度より31人減少しています。そのうち要介護・要支援認定者数は288人で、認定者の割合は17.1%であり、若干の減少傾向となっております。

歳入では、介護保険料が1億1,863万3,000円で、収納率は99.8%となりました。そのほかの歳入では、決算額の多いほうから国庫支出金、支払基金交付金、繰入金、県支出金の順となっております。

一方、主な歳出では、保険給付費が5億4,494万6,000円で、前年度より2,756万1,000円、4.8%減少いたしました。内訳は、地域密着型介護サービス給付費が966万6,000円増額した一方、居宅介護サービス給付費が1,751万2,000円、施設介護サービス給付費が1,685万2,000円減額しております。また、地域支援事業費が3,090万2,000円で、包括的支援事業・任意事業費等の増により59万8,000円、2.0%増額いたしました。基金積立金は658万1,000円を積み立て、年度末残高は1億4,115万円となりました。

これらによりまして、令和6年度本会計の決算額は、歳入総額6億8,140万9,000円、歳出総額6億2,995万3,000円、歳入歳出差引額、実質収支額とも5,145万6,000円の黒字決算となりました。

次に、議案第63号 後期高齢者医療会計決算につきましてご説明を申し上げます。令和6年度の被保険者数は1,044人で、前年度より4人減少しております。

主な歳入は、後期高齢者医療保険料5,169万2,000円で、収納率は99.9%となっており、前年度より675万7,000円、15.0%増加いたしました。増加の理由については、令和6年4月の保険料率の引上げ改定によるものです。そのほかの歳入といたしましては、一般会計からの繰入金などがあります。

一方、主な歳出は、後期高齢者医療広域連合への納付金が7,132万6,000円で、前年度より898万6,000円増額となっております。

これらによりまして、令和6年度本会計の決算額は、歳入総額7,475万9,000円、歳出総額7,439万5,000円、歳入歳出差引額、実質収支額とも36万4,000円の黒字決算となりました。

次に、議案第64号、宅造会計決算につきましてご説明を申し上げます。令和6年度は、第2期やまや団地の分譲を実施いたしました。

歳入では、土地売払収入が797万8,000円となっており、2区画分の売払収入でございます。

歳出の主なものは、一般会計への繰出金528万3,000円となっております。

これらによりまして、令和6年度末本会計の決算額は、歳入総額980万5,000円、歳出総額921万8,000円、歳入歳出差引額58万7,000円となりました。

なお、翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、実質収支額も同額の黒字決算となっております。

次に、議案第65号、簡水会計決算につきましてご説明を申し上げます。令和6年度は、神条、吉川、小木地内の配水管布設替えを実施いたしました。また、井戸ポンプの修繕や更新を行い、安定した上水の供給に努めてまいりました。

これらによりまして、令和6年度の本会計決算額は、収益的収入1億9,975万5,000円、収益的支出1億8,812万9,000円、資本的収入5,455万1,000円、資本的支出8,579万8,000円となり、純利益は865万6,000円でございます。

次に、議案第66号、下水道会計決算につきましてご説明を申し上げます。下水道会計では、久田浄化センターの電気計装設備更新やマンホールポンプ場の汚水ポンプ、農排処理場の設備更新を実施し、安定した汚水処理に努めてまいりました。

これらによりまして、令和6年度本会計の決算額は、収益的収入3億4,007万7,000円、収益的支出3億1,670万7,000円、資本的収入1億4,113万1,000円、資本的支出2億134万6,000円、純利益は1,987万9,000円でございます。この純利益は、未処分利益剰余金となります。地方公営企業法の規定により減債基金への積立てといたします。

以上、一般会計並びに4特別会計、2公営企業会計の決算につきまして、その概要を説明いたしましたが、決算の内容につきましては決算書及び決算審査意見書並びに主要な施策の成果説明書をご覧いただきまして、認定を賜りますようよろしくお願ひをいたします。

○議長（高橋速円） 次に、決算審査について監査委員の発言を許します。

代表監査委員、関川嘉夫さん。

○代表監査委員（関川嘉夫） 代表監査委員の関川でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいまより令和6年度出雲崎町各会計の決算審査についてご説明させていただきます。お手元の意見書、表紙にあります4件、そしてもう一件だけ加えさせていただきまして、健全化判断比率についてご説明させていただきます。表紙を2枚めくっていただきたいと存じます。第1、出雲崎町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見。

1、審査の対象。令和6年度出雲崎町一般会計決算。ここでお願ひです。以下、ご説明全般にわたり、各会計の「令和6年度出雲崎町」の部分を割愛させてください。よろしくお願ひいたします。このようなお願ひがこれから幾つかございますが、ご理解賜りますようお願ひいたします。続けて、特別会計の決算です。事業名だけを述べさせていただきます。国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療、住宅用地造成事業、以上、一般会計と4つの特別会計決算です。なお、令和5年度までここに上げておりました簡易水道事業、下水道事業等は、次の第2でご説明いたします。

戻りまして、2、審査の期間は、令和7年7月22日から令和7年8月29日までです。

3、審査の方法。審査に付された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、その実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、その計数が正確であるか、予算の執行が適正に行われているか、財務に関する事務が法令に適合し適正に処理されているかなどの点を、関係諸帳簿、証拠書類と照合精査いたしました。

なお、審査においては、関係職員から説明を聴取するとともに、定期監査並びに例月出納検査の結果を参考といたしました。

4、審査の結果と意見です。審査に付された一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算書等及びその附属書類は、いずれも計数に誤りはなく、その内容も正確であると認められました。また、予算の執行等に係る事務処理についても適正に行われていると認められます。実例として、この5月に実施した定期監査を含めて重点を置いた審査対象として、①として、観光支援や町民交流の場として設置されている12施設の管理状況、もう一つ、②、町民活動に助成する21の補助事業について確認したところ、①の施設については管理費の積み上げは適正であり、利用者数は管理者等の努力の成果がうかがえ、かつ利用状況も設置目的に沿ったものでありました。②についても、補助金支出の流れは矛盾はなく、目的も要綱等に基づいておりました。

一般会計の決算規模は、歳入38億9,173万3,000円、歳出37億2,850万9,000円となり、前年度に比

べ、括弧内は前年度比ですが、歳入で4,359万5,000円、歳出で3,823万5,000円、ともに増額となりました。実質単年度収支は6,179万8,000円の黒字となり、本町では健全な財政運営が行われているものと考えます。

続いて、第2、公営企業会計決算。

1、審査の対象は、事業名で簡易水道事業、下水道事業です。なお、下に米印として、これまで下水道事業、特定地域生活排水処理事業、農業集落排水事業は、ご承知のとおり令和6年度に公営企業会計として、上記の下水道事業に一本化されております。

2、審査の期間は先ほどと同じ期間です。

3に移らせてください。審査の方法は、審査に付された簡易水道事業会計決算書及び下水道事業会計決算書並びにその附属書類が地方公営企業法その他の法令等に基づいて作成されているか、また事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかを検証するため、関係諸帳簿、証拠書類との照合を行いました。

4、審査の結果と意見。審査において、上記審査対象事業の会計決算書、その附属書類は、当該法や法令に適合して作成されており、諸帳簿等と符合し正確であり、経営成績及び財政状態を適正に示していると認められます。

簡易水道事業においては、地域町民への安定した良質な飲料水の提供に努めているところであり、経営収支比率は105.3%と100%を超えており、経営は健全であると言えます。給水に係る費用を使用料でどの程度賄っているかを見る料金回収率は、93.1%となっております。令和4年度分ではありますが、地方公営企業年鑑による類似団体の平均60%弱と比較するとポイントは高いですが、物価の上昇に伴う施設投資と維持費の増や、加入件数等の今後を見込むと、さらに下方に向かうと想定されます。経営基盤の強化と供給水の質の確保のため、この回収率の今後の状況に注視する必要があります。

下水道事業においても、快適な生活環境の確保と自然環境の保全に向けて進められており、経営収支比率は106.9%と100%を超えて、経営は健全であると言えます。汚水処理に要する費用を使用料で賄っている度合いを見る経営回収率は95.4%であり、先ほどの資料による類似団体と同じく60%弱と比較してもポイントは高い状況ですが、簡易水道で述べましたとおり、同様にこの回収率の推移を見守る必要があります。

続きまして、第3、基金審査意見です。

1、審査の対象は、街なみ環境開発基金、奨学金貸与基金、財政調整基金、以下、ご覧のとおり(15)の介護給付費準備基金までの15の基金についてです。

審査の対象期間はこれまでと同じですので、3に移らせていただきます。

審査の方法は、各基金において残高証明書などの運用状況表に基づき、計数の正確性、運用について関係諸帳簿等を照合し、精査し、また関係職員から説明を聴取して審査いたしました。

4、審査の結果と意見。各基金の残高証明、運用状況表は、計数に誤りはなく、内容も正確であり、設置目的に沿って適正に運用、管理されていると認められます。各基金は現在、そして将来確実に活用されることから、堅実な積立ての継続に期待いたします。なお、各基金の詳細状況は事務局に用意がありますので、お尋ねください。

ちなみに、財政調整基金は令和6年度末、23億8,058万2,000円となっております。以下、積立金の多い順は、（5）の公共用施設の関係の基金でございます。

第4、健全化判断比率の審査についてです。

審査の対象は、出雲崎町の地方公共団体の財政の健全化に関する法律、以下、財政健全化法といいますが、これに基づく財政健全化及び公営企業における経営健全化の各比率についてです。

審査の期間。ここも同じですので、3に移らせていただきます。

審査の方法。審査に付された下記の①、実質赤字比率から④、将来負担比率までの4項目の健全化判断比率、そして次の公営企業における⑤、資金不足比率について、算定基礎となる事項を記載した書類が法令等の趣旨に沿って適正に作成されているかについて主眼を置いて審査いたしました。

4、審査の結果と意見は、各比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されており、算定までの経緯も適正がありました。

各比率の状況と意見を述べます。最初は、健全化判断比率についてご説明します。この①の実質赤字比率から④の将来負担比率までの4項目の比率においては、それぞれに財政健全化法に基づく運営状況の節目を示す一定基準が示されており、いずれの項目、例えば算定された値が注意信号となる早期健全化基準、以下、国の基準といいますが、それ以上となった場合は、財政健全化計画を策定し、自主努力により財政の健全化に取り組むことになります。

各比率については次のとおりです。①、実質赤字比率は、実質収支が黒字ですので、比率は算定されません。すなわち、健全であると判断されます。黒字をマイナスで表記した場合の参考値としての比率は、三角の6.0%です。括弧内は、前年度の数値でございます。以降、各比率において黒字等により算出されない場合は、値に三角をつけて参考値として表します。なお、赤字である場合の本町に適用される国の基準は15%でございます。

②、連結実質赤字比率は、同じく黒字ですので、比率は算定されず、健全であると判断されます。参考値は三角の10.89%です。赤字である場合の本町に適用される国の基準は20%です。

③、実質公債費比率は、前年度より0.1%減少して8.7%となりました。本町に適用される国の基準は25%であり、健全な数値と判断されます。この比率は、借金返済額の収入に対する割合として、昨年度も述べましたが、今後機能更新等が必要な公共施設が控えていると想定されますので、それまでは現状の維持が必要と考えます。

④、将来負担比率は、将来負担額を充当可能財源等が上回っているので、比率は算定されません。

良好な数値となっております。マイナスですので、参考値は三角の98.6%でございます。なお、将来負担比率がプラスであった場合の国の基準は350%以下としております。

次に、公営企業の経営状況を見る経営健全化の判断比率についてです。⑤、これに当たる資金不足比率についても先ほど同様の基準が設定されておりますので、それ以上となった場合は経営健全化計画を定めることになります。この公営企業における資金不足比率については、おのおのの事業会計の全てにおいて資金不足が発生しないことから、資金不足比率は算定されず、健全な範囲内であると判断されます。黒字であるので、各会計の比率の参考値は以下のとおりです。なお、不足が生じた場合の本町に適用される国の基準は20%です。地方公営企業法適用事業としては、簡易水道事業、三角の17.6%、下水道事業、三角の24.0%、法非適用事業の住宅用地造成事業特別会計、三角の42.3%でございます。

以上、①から⑤の審査について述べました。本町では、これらの項目全てにおいて健全な数値となっております。

最後になりますが、出雲崎町令和6年度決算審査意見、総評です。これまで説明したとおり、令和6年度の一般会計決算、特別会計決算、公営企業会計決算及び各基金積立てと運用は適正に執行されており、その事務処理も適正に行われていると認められます。冒頭において、実質単年度収支は6,179万8,000円の黒字となり、健全な財政運営が行われていると述べましたが、前年度比黒字額は4,623万4,000円減少しております。今後、単年度収支に加え、実質的な黒字要素、赤字要素の動向を見守る必要があると考えます。財政の健全化及び公営企業における経営健全化については、各項目の比率がいずれも黒字、もしくは早期健全化基準の比率を下回っており、健全な財政が保たれていると認められます。

次に、このたび審査を通じて幾つかの取り上げたい事項を述べさせていただきます。

1、最初はふるさと納税の寄附についてです。令和6年度は、金額は6,120万2,000円、件数は2,060件と、前年度比で金額では3.8倍、件数は6.2倍となり、ともに過去最高を記録しました。この成果の要因の一つに、町職員が支援いただいた方々に町民代表として感謝の思いを届ける新たな取組が考えられます。今後も町と産業界の皆様と一体となり、言わば自治体商社出雲崎町の経営陣としてのご尽力をお願いいたします。

次に、2、福祉タクシー券の交付についてです。高齢者と障害者対象の事業を合わせると、利用率は交付額の54%となっております。この中には、いざというときに利用するために、安全の確保として保有していたが、体調の管理等により年度末まで使わずに済んだという事例が含まれているとのことでございます。町民の安心した日常生活の確保に貢献している面があり、今後も引き続き必要な方から使用していただけるよう、ご配慮をお願いしたいと存じます。

3、道路、下水道等インフラ施設では、管理の現状、今後に向けた機能確保の方針は認識できております。一方、鉄筋コンクリート構造の公共施設においては、経年劣化の進行に伴い、長寿命化

への修繕による対応を重ねてきましたが、一般論では昭和40年代あたりに完成した施設の中には、修繕対応では限界が近づいている構造物が存在すると言われており、本町の40年代完成施設の今後の機能確保の方針が見えづらい状況です。この修繕対応では限界に該当する施設が存在するならばですが、人口や財源など町政が大きく変動する状況の中ですが、何らかの機会に情勢を見据えた上で、令和4年度からスタートしている第6次総合計画に沿ったこれに係る方針が町民に示されることに期待いたします。

4、最後になりますが、人口対策の一つとして宅地造成事業等では、今まで述べておりますおり、人口減少傾向の抑制に結果を残しております。最近のやまや団地においては、全9区画のうち残る1区画の分譲に向けて取り組んでいるところです。こうした政策は、途切れることなく進めることができると考えられることから、今後の対策の一例として、空き家活用同様に、インフラが整ったエリアにある利用目的が未定の町有地を対象とするなどの発想が思い浮かびますが、本町の次の一手に期待いたします。

決算状況の詳細については、8ページからの決算概要を参照ください。

以上、これまで述べてきたように、本町は今多くの課題を抱えている状況にありますが、これからも町民が安心して心豊かな暮らしが実感できるよう、柔軟で、そして力強く前に進む町政運営の継続をお願いするものであります。

これで出雲崎町令和6年度決算審査の意見といたします。ありがとうございました。

◎決算審査特別委員の選任

○議長（高橋速円） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第60号から議案第66号まで議案7件につきましては、委員会条例第5条の規定により、議長を除く9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号から議案第66号まで議案7件につきましては、議長を除く9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

○議長（高橋速円） お諮りします。

ただいま設置が決定しました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く9人を指名したいと思います。ご異議ありませんね。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員は、議長を除く9人を選任することに決定いたしました。議案第60号から議案第66号まで議案7件、決算審査特別委員会に付託いたします。なお、質疑は委員会において行いますので、ご了承願います。この際、しばらく休憩いたします。

(午前10時23分)

○議長（高橋速円） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時26分)

◎決算審査特別委員会の正副委員長の互選

○議長（高橋速円） これから諸般の報告を行います。

休憩中に決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告がありました。

決算審査特別委員会の委員長に高桑佳子議員、副委員長に島明日香議員が互選されました。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

(午前10時26分)

○議長（高橋速円） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前10時36分)

◎議案第67号 令和7年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（高橋速円） 日程第15、議案第67号 令和7年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第67号につきましてご説明を申し上げます。

初めに、歳出予算についてご説明をいたします。2款総務費、1項5目財産管理費では、尼瀬地内町有地整備基本構想作成謝礼を計上し、9目情報管理費では、中間サーバー本番移行作業委託料を計上いたしました。

2項徴税費、2目賦課徴収費では、相続財産清算人選任に関する予算を計上いたしました。

3款民生費、1項6目保健福祉総合センター管理費では、施設修繕料を追加し、8目保健福祉事業費では、町訪問介護員処遇改善緊急対応支援補助金を計上いたしました。

2項2目児童措置費では、小木之城保育園保育実施委託料及び出雲崎こども園施設型給付費を追加いたしました。

6款農林水産業費、1項4目農地費では、県藤巻地区揚水ポンプ更新工事を計上いたしました。

7款商工費、1項5目天領の里管理費では、施設修繕料を追加いたしました。

8款土木費、5項1目住宅管理費では、施設修繕料及び宣伝広告業務委託料を追加いたしました。

10款教育費、2項1目学校管理費では、駐車場舗装修繕工事を計上し、4項2目公民館費では、施設修繕料を追加し、4目文化財保護費では、小木ノ城案内看板設置工事を計上いたしました。

続きまして、歳入予算につきましてご説明をいたします。歳入予算では、県藤巻地区揚水ポンプ更新工事の財源となる予算を14款分担金及び負担金と17款県支出金に計上いたしました。

16款国庫支出金と17款県支出金に子どものための教育・保育給付費負担金を追加いたしました。

17款2項8目地域活性化推進事業補助金は、小木ノ城案内看板設置工事の財源として計上いたしました。

20款繰入金は、財政調整基金繰入金を減額し、21款繰越金に前年度繰越金を全額計上いたしました。

これらによりまして、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ3,996万1,000円を追加し、予算総額を38億3,418万4,000円とするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円）　補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（権田孝夫）　補足説明をいたします。

主な事業につきましては、補足説明資料をご覧ください。

歳出予算からお願いいたします。補正予算書の345ページをお願いします。2款総務費、1項5目財産管理費、尼瀬地内町有地整備基本構想作成謝礼になります。こちらにつきましては、旧渋川臨海学校跡地の整備を進めるためのイメージ図の作成をお願いするものであります。

347ページお願いします。3款民生費、1項6目保健福祉総合センター管理費、こちらでは受水槽の天板等の施設修繕料を追加いたしました。

8目保健福祉事業費、18節の町訪問介護員待遇改善緊急対応支援補助金については、補足説明資料の2ページのほうを参考にしてください。

2項2目児童措置費、12節の小木之城保育園保育実施委託料追加、それから19節、出雲崎こども園施設型給付費追加につきましては、公定価格の改定等によるものでありますが、詳細につきましては資料の2ページのほうをご覧ください。

349ページお願いします。6款農林水産業費、1項4目農地費、14節の県藤巻地区揚水ポンプ更新工事になります。こちらについては、資料の3ページ、4ページのほうをご覧ください。

7款商工費、1項5目天領の里管理費、こちらでは障害者の通過用ドアホン等の施設修繕料を追加しております。

8款土木費、5項1目住宅管理費では、町営住宅のエアコン入替え等の施設修繕料を追加しました。

351ページをお願いします。10款教育費、2項1目学校管理費、こちらでは小学校体育館脇の駐車場舗装修繕工事を計上しております。

また、4項2目公民館費、中央公民館及び海岸公民館の非常用照明の交換等の施設修繕料を追加しました。

4項4目の文化財保護費、小木ノ城案内看板設置工事については、資料のほうの3ページと5ページのほうをご覧ください。

続きまして、歳入予算についてです。343ページをお願いいたします。20款繰入金、1項1目基金繰入金です。こちらでは、当初予算で財政調整基金繰入れを3億5,000万円計上しておりましたが、5,456万7,000円を減額いたしました。

補足は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。質疑ではページ、目、節を添えてお願ひいたします。質疑ありませんか。

9番、石川議員。

○9番（石川 豊） 少し教えていただきたい部分があるのですけれど、ページで351ページ、今ほど課長、質問は2つあります。その1点目は351ページの、今説明ありましたけれども、小学校の体育館脇の駐車場、どんなあんばいなのかを聞かせていただきたいのですが、修繕をしなければ、舗装しなければならないほどがたがきているのか、どんな具合なのかをちょっとお聞かせいただきたいというのが1点であります。

それから、もう一点は、説明資料ですかね、定例会資料の2ページをお願いしたいのです。2ページの一番上です。今の補正のところにももちろん当然載っていますけれど、3款の民生費、1項8目の保健福祉事業費、そこに事業概要でこう書いてあるのです。「町内訪問介護事業所職員の常勤化を促進することでヘルパー人材を確保し、事業運営の拡充を図るための緊急的措置として」云々と書いてあるのです。私が今お聞きしたいのは、その下の事業規模というのですか、5万円掛ける3か月の2人にというのですけれど、ここで私分からないのは、この3か月という意味が分からぬのです。なので、3か月という期間の意味というか、どうしてそれ3か月なのですかというのをご説明をいただきたい。

この2点でございます。以上です。

○議長（高橋速円） 教育課長。

○教育課長（吉岡育子） 10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の駐車場舗装修繕工事につき

ましてご説明を申し上げます。

小学校体育館脇駐車場におきまして、クラックが複数箇所確認をされました。同箇所は、令和5年にも確認をされております。当時は応急修繕で対応をいたしていたところになりますが、今年度、少しづつではありますが、範囲の拡大が見られました。建設課と合同で定点測量を実施、協議をしました結果、舗装の打ち替え工事の必要性があるということで、計上をさせていただきました。

以上です。

○議長（高橋速円） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（金泉修一） 石川議員の質問でございます。3か月の設定におきましては、国、それと県のほうで、こういった介護人材の確保、処遇改善の補助金がございます。当初、何か月にするかといういろんな検討はしておったのですが、国、県と同様の補助制度がございますので、その制度にのっとって、3か月という形に設定させていただいたというものでございます。

以上であります。

○議長（高橋速円） 9番、石川議員。

○9番（石川 豊） 今保健福祉課長が説明したので、そうするとこの事業概要といいますか、事業の目的といいますか、それはその3か月で対応できますということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（高橋速円） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（金泉修一） この3か月におきましては、制度の趣旨の中で、いわゆる非常勤職員を常勤化するというところで、非常勤から常勤化するための給与差額について見ましょうというものです。この3か月につきましては、令和7年9月から令和8年3月までの7か月分の中で、上位その差額が大きい3か月分を取りましょうということで設定をしておるものでございます。取りあえず3か月、今年度についてはこの3か月分を見ることによって、これ事業所とも協議をしたのですけど、これでも事業所のほうも頑張るということで回答をいただいておりますので、一応そういう形でさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（高橋速円） ほかにございませんか。

4番、中野勝正議員。

○4番（中野勝正） 345ページの中で、報償費の中で30万、尼瀬地区関係が載っているのですけども、その中で、私の価値観の中では、謝礼は大体自分では3万とか5万とかいう認識の中で考えているのですけども、これが委託料であるのであれば妥当かなというふうに感じるのですけども、その辺の考えがどのようにされているか聞かせてください。

○議長（高橋速円） 総務課長。

○総務課長（権田孝夫） こちらの尼瀬地内の町有地の整備につきましては、先ほど申し上げたよう

に旧渋川臨海学校跡地の整備になります。こちらは、現在緊急指定避難場所になっておりますけども、この場所を避難場所を基本とした防災公園的なものプラス、あそこの高台、日本海を望む非常にすばらしい場所ですので、そちらを観光面でも生かせないかということを今考えております。あそこの面積的にはかなり、2,000平米ほどあるのでしょうか、それぐらい広い場所でありますので、あちら全体の整備をまず始める前に、そういったコンサルタント会社のほうから計画が進むようなイメージ図を作成していただきて、そこから今後どのように進めるかを検討させていただきたいということで、やはりそれなりの経費はかかるてくるということで、30万円程度の謝礼を見込んだものであります。

以上です。

○議長（高橋速円） 4番、中野議員。

○4番（中野勝正） 今の課長の説明の中では、そのようにしたのだろうと思いますけども、謝礼としては基本的には多いのではないでしょうかねというふうに私思うのです。そうであれば、かえって委託料のほうがすっきりするのかなというふうに私は感じたもので、聞いたのですけども、これは謝礼で通すというつもりでしょうか。

○議長（高橋速円） 総務課長。

○総務課長（権田孝夫） 委託料で出すためには、やはりそれなりの設計書的なものが必要になってきますので、今回の作業につきましてはあくまで業者に任せて、イメージ的な図、いわゆるポンチ絵的なものを作っていただきたいと思っておりますので、なかなかその基本となる費用を算出はこちらでできかねますので、一応謝礼ということで支払いをさせていただければと思っております。

以上です。

○議長（高橋速円） ほかに。

5番、高桑議員。

○5番（高桑佳子） お尋ねします。347ページです。すみません。資料にもあるのですけれども、小木之城保育園保育実施委託料と出雲崎こども園の施設型給付費、こちらについては説明の中で、特に小木之城ですが、公定価格単価を、人数が少なくなったことによって、その変動によりこの1,800万近くを補正するということなのですが、この公定価格、それと人数が減ったことによって金額が上がるということについてもう少し詳しくご説明いただきたいのと、これから出雲崎町の子どもたちの人数減っていくかと予想されていますので、その点について、今後もこういうことが何年かに1度とか、毎年とか考えられるのかどうか、そこら辺の見込みについて、2点お聞きしたいと思います。

○議長（高橋速円） こども未来室長。

○こども未来室長（寺尾 勉） 高桑議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

今回、資料の2ページなのですけれども、小木之城保育園と出雲崎こども園の運営費といいます

か、そちらのほう委託料と施設型給付費を記入させていただきました。若干中身的に分からぬ部分があるかもしれませんので、その辺ちょっとまた詳細のほうを今述べさせていただければなというふうに思います。今回の補正につきましては、例年、例えば途中入園があった際、これは12月補正で対応させていただいているところでございます。それから、先ほどございました公定価格の関係なのですが、人事院勧告に伴いまして公定価格が決定されます。これが12月補正までに国から示された場合には12月に補正させていただきますし、間に合わない場合につきましては3月で補正させていただくというような形で、今回の補正につきましては、12月補正でも対応は可能な部分もあるのですけれども、今回利用定員の変更とか、途中入園による追加金額が大きいために、9月補正で要求をさせていただいたところでございます。

2ページの資料に、まず小木之城保育園の関係でございます。こちら、当初予算といたしまして5,518万8,000円を計上させていただいてきました。これにつきましては、当初利用定員が50人の公定価格で設定をさせていただいた部分です。こちらの公定価格につきましては、予算を作成するときに令和6年の人事勧告前の予算で計上させていただいております。ということで、令和6年の12月の予算をつくらさせていただいておりますので、その前の公定価格で当初予算を設定させていただいているものでございます。こちら、当初入園児38人で試算をさせていただいているところでございます。まず、1つ目がその利用定員の変更なのですけれども、こちらが令和7年の4月1日に公定価格が改定されたものによる追加分ということで、影響額といたしまして7,500万円程度を追加をさせていただくことになりました。

小木之城保育園の園児なのですが、利用定員50人から45人に変更をさせていただいているところなのですが、こちら令和7年の制度改革に伴いまして、今まで例えば41人から50人、10人刻みで国は公定価格を設定しておりました。なのですが、令和7年に制度改革されまして、5人刻みになりました。ですので、例えば41人から50人で価格設定をされておりますので、そうしますと、出雲崎町みたいな少数人数の保育園に対しても、5人刻みということになりますと、単価的にも園の希望に沿えるような措置になりますので、その辺をひつくるめて、今回途中入園あるいは公定価格の変更で、このような金額で積み上げをさせていただきますと、このような金額を追加をさせていただき運用させていただきたいなといったところでございます。今後も、5人刻みになりましたので、その辺が、例えば41から50人の中で、それ以上になった場合はまた変更等々をする必要もありますし、逆に減った場合も、当然そのような形になれば、同じような形で予算の見直しをするようなことになっていくかと思います。

また、出雲崎こども園につきましても、今回途中入園ということで、同じような考え方で、今回9月補正で対応させていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋速円） 5番、高桑佳子議員。

○5番（高桑佳子） 大体分かりました。今回のこの補正金額が大きいのは、当初予算を令和6年12月以前の公定価格でやっており、それを昨年12月の公定価格にすると7,500万ぐらいということで非常に金額が違うということと、利用者が増えたこと、加えて50名から45名に定員を下げて、公定価格が上がったということの複合的なのでこういう大きい金額になったと、そういうことで理解でよろしいでしょうか。

○議長（高橋速円） こども未来室長。

○こども未来室長（寺尾 勉） すみません。先ほど影響額7,000万って、すみません、申したかも分かりません。750万程度ということで、申し訳ございませんでした。

ですので、そうです。公定価格の変動によって、子ども1人当たりの教育費というのが何百万円という金額的にも大きいものがありますので、例えば途中入園の子どもが増えた場合には、1人当たり今そのぐらいだと、掛ける何人ということになるとすぐ大きい金額になりますので、そういう意味で補正をさせていただくところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋速円） 3番、宮下孝幸議員。

○3番（宮下孝幸） 先ほど中野議員のほうからも一部出ましたが、345ページの尼瀬地内の町有地の整備、私今これ高いか、安いかという問題ではなくて、私が子どもの頃の記憶で、たしかあの場所というのは小中学校がもともとあった土地だと思いますが、県の地滑り地帯に引っかかっているのではないか。そうすると、例えば課長、先ほどの説明で避難場所に、あるいは観光のためにというお話があった。避難場所ということになると、これ当然地震、津波も想定しなければならないわけですけど、あの土地、例えばコンサルを使ってどのような形のものを造るかという計画をすることも大切でしうけれども、これ災害の問題というのは検討されないですか。ですから、多分あの学校を壊してから、あそこは地滑り地帯に引っかかっているので、建物は造ってはいけないというようなお話があったと思うのです。公園的なものというお話ですので、これはもう構造物にならないのかもしれません、最悪の場合を想定した、例えば避難場所という大前提を考えたときに、はっきり申し上げると、私の向かいの当時事務所だった土地も、登記簿面積から、あの建物を造るとき、測量したとき、もう4mも山の下に土地が入っているのです。だから、再登記し直した。あそこは土砂崩れではないのです。山全体が動いているのです。そんなところに金かけて造って、これ本当に大丈夫なのか、その辺の検討を今後していくかなければいけないのではないかというふうに感じておりますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋速円） 総務課長。

○総務課長（権田孝夫） 宮下議員おっしゃられたとおり、あの場所が地滑り地帯というのは十分承知はしております。今基本的に整備進めていく中では、建物を造るということはあまり考えておりません。当然その制限がある中でできるものを整備していきたいと考えておりますので、また詳細

についてはこれから業者等と詰めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋速円） 3番、宮下議員。

○3番（宮下孝幸） 業者と詰めていかれること、業者がどんな業者なのかは別問題として、やはり一遍土地に対して、地滑りの地帯で指定されている場所に引っかかるとするならば、十分検討してから計画を進めていかないと。例えば地震で津波が来ます、避難をします。地滑り地帯であれば、当然のごとく災害の危険度も高まるわけですから、その辺のところを十分考慮した形の計画を進めないと、せっかく造ったものが駄目になるどころではなくて、あそこで避難した人たち、あるいは避難できない人たち、そういう人たちが出て駄目なのです。そこに税金なんか使っちゃいけない。ですから、その辺は十分考慮していって計画を進めていただければ。開発行為そのものについて私は反対しているのではなくて、心配をしているのです。十分その辺のところを検討されるよう強く求めておきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋速円） 8番、島明日香議員。

○8番（島 明日香） 348ページの7款1項5目の10節、施設修繕料追加、これ天領の里の障害者の方のためのができるとおっしゃっていましたが、具体的にどのようなものになるのでしょうか。

○議長（高橋速円） 産業観光課長。

○産業観光課長（内藤良治） 天領の里の需用費の施設修繕料の追加の件でよろしかったでしょうか。ここでの説明で障害者の方のものという説明は、修繕をかけるものの一つに、2階の時代館からレストランのほうに向かう壁といいますか、通路で車椅子がなかなか開けられない、開けにくい状況になっているときにドアホンがあつたりするのですけども、そういう部分を修繕するという部分で、障害者の方々のという話をちょっと表に出させていただいたもので、それはほんの一つでございます。この施設修繕料の追加につきましては、今指定管理者が4月1日から替わりまして、様々ないろんな、今までとこれが当然というような感覚でおったものが、例えばインフォメーションのところから2階、陣やに上っていく階段のところがやはり暗いのではないだろうかというような、お客様にとってもちょっと改善が見込まれるような、そういうところが割と出てきております。そういうところを当初で取らせていただいた修繕料の中ではちょっと賄い切れなくなってきたいる部分がございます。という部分で、これからもそういうのが、季節的な部分もあると思いますので、出てくるということに即応できるように今回お願いをさせていただくというところでございます。その障害者用のドアホンの修繕というのも一つのものでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋速円） ほかに。

6番、小林玲子議員。

○6番（小林玲子） ページが351ページ、4項4目小木ノ城案内看板設置工事についてです。小木ノ城入り口へ誘導する案内看板ということなのですから、分かりやすくなっているかと思います。なのですが、ここ最近、新聞などでもハナモモの紹介が毎年されていて、その時期になると出雲崎の新たな観光スポットに今なっているのかなと思っています。また、そのハナモモの季節になると、どうやって行ったらいですかという問合せが結構あります。私もよく聞かれるのですが、説明に困ることがあります。小木ノ城の方面から行くのと、小木ノ城の入り口の旧中永トンネルのほうから行くのと、小木ノ城の旧セブンイレブンの交差点から相田に抜けていくのがいいのかと、私もどちらが安全に行っていただけるのかがちょっと分からぬところがあって、以前担当課の方にその案内についてどうしたらいかというので相談させていただいたときに、今後旧中永トンネルの入り口辺りに看板を設置するというふうに予定があると聞いていたのですが、ハナモモが見れる場所についても何か検討していただくことはできませんか。検討していただけますか、いただけませんか。

○議長（高橋速円） 教育課長。

○教育課長（吉岡育子） 小林玲子議員のご指摘の件につきましては、文化財の指定地区にも当たる箇所にもなりますので、今後小木ノ城の史跡保存会の会員の方であるとか、関係する方たちとの意見調整を行いながら、検討を考えていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（高橋速円） 6番、小林議員。

○6番（小林玲子） 本当にこの季節になると、ハナモモが見たいのですけど、どちらへどういうふうに行っていいですかという問合せがとてもよく聞かれるので、さっきも言いましたけど、新しい季節的な観光スポットになっていると思います。また、そこに行くにもとても道が狭くて、私自身も行ってみたときに、ちょっと車が上手に回せるかなとか、どこまで行けるのかなという不安になったところがありますので、また安全に観光していただけるようにしていただきたいと思います。

○議長（高橋速円） これ要望ですか。

○6番（小林玲子） 要望です。

以上です。

○議長（高橋速円） 課長いいですね。

ほかにございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第67号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第67号は原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第68号 令和7年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

について

○議長（高橋速円） 次、日程第16、議案第68号 令和7年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第68号につきましてご説明を申し上げます。

歳出予算におきましては、前年度の精算に基づき、5款基金積立金に1,886万円を追加して介護給付費準備基金に積み立てるほか、7款諸支出金に令和6年度国庫支出金等返還金2,910万1,000円、一般会計繰出金354万3,000円を計上しております。

一方、歳入予算では、7款繰入金に一般会計繰入金5万円を追加し、8款繰越金に前年度繰越金を全額計上いたしました。

これによりまして、今回の補正は歳入歳出それぞれ5,150万4,000円を追加し、予算総額を7億68万5,000円とするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（金泉修一） 補足説明をいたします。

補正予算書363ページをお願いいたします。歳出予算では、前年度の精算に伴いまして、5款基金積立金に1,886万円を追加し、介護給付費準備基金に積み立てるものであります、これによりまし

て同基金の年度末現在高は1億6,015万9,000円となる見込みでございます。

また、7款諸支出金に前年度の国庫支出金等返還金を計上しており、これは介護給付費負担金や地域支援事業交付金、支払基金負担金が過大交付となつたため、返還するものでございます。

一方、361ページ、歳入におきましては、7款繰入金5万円は、同基金積立金に充当いたしまして、8款、前年度繰越金5,145万4,000円につきましては、それぞれ前年度分国庫支出金等返還金及び一般会計に繰り戻すほか、残余を同基金に積立てをしております。

補足は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。質疑ではページ、目、節を添えてお願ひいたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となつております議案第68号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがつて、議案第68号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第68号は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがつて、議案第68号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議案第69号 教育委員会委員の任命について

議案第70号 教育委員会委員の任命について

○議長（高橋速円） 日程第17、議案第69号 教育委員会委員の任命について、日程第18、議案第70号 教育委員会委員の任命について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第69号及び議案第70号の教育委員会委員の任命につきまして、一括してご説明を申し上げます。

まず、議案第69号につきましては、現在教育委員をお願いしております佐藤正志委員の任期が令和7年10月17日をもって満了を迎えます。その後任といたしまして、教育行政に幅広く識見を有されている矢川京氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意をお願いいたく、ご提案を申し上げるものでございます。

次に、議案第70号につきましてご説明を申し上げます。同じく委員をお願いしております大磯多華子委員の任期が佐藤委員と同様、令和7年10月17日をもって満了を迎えます。委員の任命に当たっては保護者の選任が必要であり、保護者として教育に理解があり、子どもたちの教育に熱心に関わっておられる関本由美氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意をお願いいたく、ご提案申し上げるものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。

最初に、議案第69号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第70号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第69号及び議案第70号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号及び議案第70号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

最初に、議案第69号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第70号の討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

最初に、議案第69号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第69号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第69号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第70号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第70号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第70号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（高橋速円） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

（午前 11 時 18 分）